

## 申請時提出書類

### ――《新規申請の場合》――

- 指定給水装置工事事業者指定申請書
- ※裏面もあるので注意
- 機械器具調書（機械器具の名称、性能及び数）
- 誓約書
- ※水道法第25条の3第1項第3号を参照のこと
- 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書
- 定款及び商業の登記事項証明書
- ※個人経営の場合、住民票の写し、または外国人登録証明書の写し
- 給水装置工事主任技術者が受けている免状、又は主任技術者証の写し
- 主任技術者を雇用していることを証明する書類
- 印鑑証明（代表者印）
- ※個人経営の場合、代表者の印鑑証明
- 使用印鑑届
- ※通常使用する印鑑が登録されているものと異なる場合
- 会社の案内図、写真（外観・看板・事務所内部）
- 代表者、役員等及び主任技術者の生年月日がわかる書類（健康保険証等の写し）
- 各機械器具ごとの写真
  - ・ 金切りのこ、その他の管の切断器具
  - ・ やすり、パイプねじ切り器、その他の管の加工用器具
  - ・ トーチランプ、パイプレンチ、その他の接合用器具
  - ・ 水圧テストポンプ

### （備考）

- 石綿管施工時には、申請書に下記修了証のどちらかを添付していただきます。
- 労働安全衛生法による技能講習修了証（石綿作業主任者技能講習）の写し（※2006年4月1日以降）
  - 特定化学物質等作業主任者技能講習修了証の写し（※2006年3月31日以前）

### ――《名称変更の場合》――

- 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書
- 定款の写し
- 印鑑証明（代表者印）
- ※個人経営の場合、代表者の印鑑証明
- ※代表者印が変更となった場合に必要
- 使用印鑑届
- ※通常使用する印鑑が登録されているものと異なる場合
- ※使用する印鑑が変更となった場合に必要
- 履歴事項全部証明
- 代表者の生年月日がわかる書類（健康保険証等の写し）
- 旧指定証（原本、または写し）
- ※写しの場合は新規指定証の交付時に原本を提出

### ――《代表者変更の場合》――

- 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書
- 誓約書
- 定款の写し
- 印鑑証明（代表者印）
- ※個人経営の場合、代表者の印鑑証明
- ※代表者印が変更となった場合に必要
- 使用印鑑届
- ※通常使用する印鑑が登録されているものと異なる場合
- ※使用する印鑑が変更となった場合に必要
- 履歴事項全部証明
- 代表者の生年月日がわかる書類（健康保険証等の写し）
- 旧指定証（原本、または写し）
- ※写しの場合は新規指定証の交付時に原本を提出

――― 《役員変更の場合》 ―――

- 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書
- 誓約書
- 履歴事項全部証明
- 代表者及び役員等の生年月日がわかる書類(健康保険証等の写し)

――― 《住所変更の場合》 ―――

(定款に記載されているものを記入)

- 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書
- 定款の写し
- 印鑑証明(代表者印)
  - ※ 個人経営の場合、代表者の印鑑証明
  - ※ 代表者印が変更となった場合に必要
- 使用印鑑届
  - ※ 通常使用する印鑑が登録されているものと異なる場合
  - ※ 使用する印鑑が変更となった場合に必要
- 会社の案内図・写真(外観・看板・事務所内部)
- 履歴事項全部証明
- 代表者の生年月日がわかる書類(健康保険証等の写し)
- 旧指定証(原本、または写し)
  - ※ 写しの場合は新規指定証の交付時に原本を提出

――― 《主任技術者選任・解任等の場合》 ―――

- 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書
- 給水装置工事主任技術者免状の写し(選任時)
- 主任技術者を雇用していることを証明する書類
- 主任技術者の生年月日がわかる書類(健康保険証等の写し)

――― 《事業の廃止・休止・再開等の場合》 ―――

- 指定給水装置工事事業者 廃止 休止 再開 届出書
- 給水装置工事主任技術者免状の写し(再開時)
- 主任技術者を雇用していることを証明する書類(再開時)
- 代表者、役員等及び主任技術者の生年月日がわかる書類(健康保険証等の写し)(再開時)

――― 《更新申請の場合》 ―――

- 指定給水装置工事事業者指定申請書
  - ※ 裏面もあるので注意
- 機械器具調書(機械器具の名称、性能及び数)
- 誓約書
  - ※ 水道法第25条の3第1項第3号を参照のこと
- 定款及び商業の登記事項証明書
  - ※ 個人経営の場合、住民票の写し、または外国人登録証明書の写し
- 給水装置工事主任技術者が受けている免状、又は主任技術者証の写し
- 指定更新時確認事項書(4項目)
- 指定更新時確認事項が確認できる書類
- 代表者、役員等及び主任技術者の生年月日がわかる書類(健康保険証等の写し)
- 各機械器具ごとの写真
  - ・ 金切りのこ、その他の管の切断器具
  - ・ やすり、パイプねじ切り器、その他の管の加工用器具
  - ・ トーチランプ、パイプレンチ、その他の接合用器具
  - ・ 水圧テストポンプ
- 旧指定証(原本、または写し)
  - ※ 写しの場合は新規指定証の交付時に原本を提出




(備考)

- 石綿管施工時には、申請書に下記修了証のどちらかを添付していただきます。
- 労働安全衛生法による技能講習修了証(石綿作業主任者技能講習)の写し(※2006年4月1日以降)
  - 特定化学物質等作業主任者技能講習修了証の写し(※2006年3月31日以前)

――《健康保険証の提出について》――

○健康保険証の写しを添付する際には、下図のとおり、被保険者等の記号・番号及び保険者番号をマスキング（黒塗り）して提出

<マスキング（黒塗り）の見本>

健康保険 被保険者証	本人（被保険者） 令和〇年〇月〇日交付
	記号  番号 
氏名	〇〇 〇〇
生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日
性別	〇
資格取得年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
事業者名称	〇〇株式会社
保険者番号	
保険者名称	〇〇〇〇
保険者所在地	〇〇県〇〇市〇〇